

総合運動場野球場における小・中学生の硬式ボールの使用について

現在、総合運動場野球場では小学生以下のチームが使用するときに関し、硬式ボールの使用を認めておりますが、中学生の硬式野球チームからの要望が寄せられたこともあり、児童生徒のスポーツの場の確保の観点から、中学生以下を構成員とする野球チームが、下記すべての条件を満たす場合は、硬式ボールの使用を認めることとします。

1. 利用条件

- (1)世田谷区に拠点を置く団体であること。
- (2)安全管理の徹底のため、リトルシニアリーグ・ボーイズリーグ・ヤングリーグ等での指導経験のある指導者を配置すること。
- (3)公式・練習を問わず、試合を開催しないこと。
- (4)ノックは指導者が行うこと。
- (5)バッティング練習を行わないこと。ただし、ティーバッティング、トスバッティングは可能だが、1塁側では行わないこと(1塁側は東名高速道路があり、万が一ネットを越えた場合、大事故につながる危険があるため)。また、ティーバッティングを行う場合は、集球ネットを利用し、飛び出し防止を図ること。ネットは利用者が持参すること。
- (6)ボールを場外に出さないこと。また、ボールが場外に飛び出すおそれがある場合は、練習を止め、指導者が注意するなど防止に努めること。(1塁側外側の東名高速道路において、不用意なボールで甚大な事故を生じさせるおそれがある。また、散策やジョギングなどの公園利用者に怪我をさせるおそれがある。)
- (7)ボールの場外飛び出しが発生した場合は、速やかにプレーを中止し、以下の通り対応すること。
 - ①管理事務所へ報告し、ボールの捜索を行うこと。
 - ②ボールによる被害や影響を受けた関係者に誠意をもって謝罪すること。
 - ③負傷者がいる場合は、管理事務所に報告すること。
 - ※被害者、負傷者の保護を第一として、施設管理者及び警察の立会いのもと被害状況を明らかにしたうえで、団体に適切に対応すること。
 - ※車両等にボールが当たる場合もあるため、必ず物損確認も行うこと。
- (8)使用後は、グラウンド整備及び用具の整理整頓を行うこと。
- (9)団体向けスポーツ保険に加入していること。
- (10)その他、けやきネットの利用規約に従うこと。

2. 事故・怪我等について

以下に掲げる事故等が起こった場合は、施設内外を問わず、利用者が一切の責任をもって、相手方と誠実に対応・処理してください。

- (1)利用団体の構成員または第三者に怪我等があったとき。
- (2)施設や設備、または第三者の所有する物件等を破損等したとき。

3. 施設の申込方法

- (1)けやきネットを通じて予約を取ってください。
- (2)けやきネット登録の際には、団体の重複登録を行わないでください。
- (3)けやきネット登録時の「利用目的」は『硬式野球(リトル)』としてください。

4. その他

- (1)定めのない事項については、スポーツ施設課と事前に協議してください。
- (2)本事業は、スポーツの場の確保の一環として行う試験的な事業であるため、現段階で想定し得ないトラブルや近隣からの苦情等があった場合、区担当者に速やかに報告するとともに、区と利用者の間での解決に向けた十分な協議を行うこととしますが、解決方法が見出せない場合は利用の制限や中止をいたします。